

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 8 時 25 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25159 報)

2023年11月16日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 本日、大型休憩所において、体調不良者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、7時57分、救急車を要請しました。  状況は以下のとおりです。 ・発生時刻 7時25分頃 ・発生場所 発電所構内大型休憩所 ・体調不良者の所属 協力企業作業員 ・身体汚染の有無 なし ・発生状況 作業開始前、朝礼をしていた際に体調不良を訴えた。 【公表区分：E】  ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお、様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

9 時 15 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 1 6 0 報)

2023 年 11 月 16 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2.5 1 5 9 報でお知らせした、発電所構内における体調不良者の発生について、その後の状況をお知らせします。  当該体調不良者は、救急車で医療機関に到着しました。  ・救急車出発時刻 8 時 2 5 分 ・救急車到着時刻 8 時 4 0 分  【公表区分: E 続】
その他の事項の対応 (注 5)	※添付の有り・ <del>無し</del> (注 4) なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 12 時 25 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 2 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 1 6 1 報)

2023 年 11 月 16 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 本日 11 時 44 分, 所内共通ディーゼル発電機 (A) 過給器保温材部分から発煙しているとの連絡が緊急時対策本部に入りました。 状況は以下のとおりです。 ・発見時刻 11 時 44 分 ・発生場所 発電所構内 所内共通ディーゼル発電機 (A) ・発見者 当社社員 ・発生状況 所内共通ディーゼル発電機 (A) の定期点検の試運転中に過給器保温材部分より発煙を確認 ・けが人の有無 確認中 ・モニタリングポスト指示値 有意な変動無 ・発電所敷地境界・構内ダストモニタ指示値 有意な変動無 ・構内線量表示器指示値 有意な変動無 ・プラント設備への影響 確認中 ・双葉消防本部への連絡時刻 11 時 59 分 【公表区分: C】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(2/2)

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 13 時 0 0分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 1 6 2 報)

2023 年 11 月 16 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 1 6 1 報にてお知らせした, 所内共通ディーゼル発電機 (A) 過給器保温材部分からの, 発煙について, その後の状況をお知らせします。  1 2 時 1 9 分, 公設消防が発電所に到着しました。 1 2 時 3 0 分, 当社社員が, 所内共通ディーゼル発電機 (A) 過給器の保温材の脱落防止のために設置した防火シートに焦げ跡があることを確認しました。また, 所内共通ディーゼル発電機 (A) の周囲に煙や火の発生がないことを確認しました。  【公表区分: C 続】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。  ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 14 時 00 分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25163報)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

2023年11月16日

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25161報他にてお知らせした、所内共通ディーゼル発電機(A)過給器保温材部分からの、発煙について、その後の状況をお知らせします。  13時31分、公設消防により、当該事象は「非火災」と判断されました。  なお、本事象によるけが人はないことおよび当該設備以外のプラント設備への影響はないことを確認しました。今後、原因究明および当該設備の点検等を行ってまいります。  【公表区分: その他】 「非火災」と判断されたことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。  ※添付の有リ・ <del>無し</del> (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 15 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 12 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25-164 報)

2023 年 11 月 16 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ, タンクエリアパトロール結果等について, 下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- プラント関連パラメータ [11月16日11時00分現在]</li> <li>・サブドレン等 分析結果 [採取日 11月15日]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月15日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 11月15日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月13日, 11月15日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内&gt; [採取日 11月15日]</li> <li>・海水分析結果&lt;発電所から 3 km 以内&gt; [採取日 11月15日]</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について, 前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において, 漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について, パトロール及び警報監視において, 漏えい等の異常は確認されません。</li> <li>・放出を継続している ALPS 処理水測定・確認用タンク A 群の放出実績は以下の通りです。 放出実績 11月15日0時00分~24時00分の実績 約 456 m<sup>3</sup></li> </ul> <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の有( )・無し (注 4)</p>

(2/12)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

2023年11月16日 11:00現在

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.2 m <sup>3</sup> /h	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.7 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.0 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 24.7 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 16.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 23.1 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 33.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 33.4 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 28.0 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 27.8 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 23.6 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 24.1 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 34.0 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 33.8 °C	PCV温度 (TE-16-002): 26.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 27.5 °C	
原子炉格納容器 圧力	-0.18 kPa g	1.68 kPa g	0.51 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 8.54 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.08 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 6.48 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.42 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 7.78 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.98 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	18.7 m <sup>3</sup> /h	16.81 Nm <sup>3</sup> /h	20.92 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.03 vol% B系: 0.02 vol%	A系: 0.13 vol% B系: 0.12 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.48E-03 Bq/cm <sup>3</sup> 検出限界値 5.07E-04 B系: 指示値 1.31E-03 Bq/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.44E-04	A系: 指示値 ND Bq/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND Bq/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND Bq/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND Bq/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	21.2 °C	19.4 °C	※5	※5
FPC 対時-炉外 水位	4.30 m	3.04 m	4.23 m	40.7 x100mm

【注】括弧内は数値の範囲を示す。 (水素濃度の測定は、計測開始後10分以内に行われなければならない)

※1: 原子炉格納容器内の水素濃度は、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する。

※2: 原子炉格納容器内の放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を監視する。

※3: 放射能濃度の測定は、圧力容器内の放射能濃度を監視する。

※4: 放射能濃度の測定は、圧力容器内の放射能濃度を監視する。

※5: 本機種の放射能濃度の測定は、原子炉格納容器内の放射能濃度を監視する。

※6: 放射能濃度の測定は、原子炉格納容器内の放射能濃度を監視する。

【報告事項】

各計測機については、製造やその他の事故進展の調査を受けて、適切な使用期限を定め、適切な使用期限を所定している。また、計測機の検出限界値を定期的に確認し、このように計測機の不確かさも考慮し、計測機の検出限界値を定期的に更新し、計測機の検出限界値を定期的に更新している。

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

## サブドレン等 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/11/15 06:46	< 5.8E+00	< 6.9E+00	8.4E+01
2号機サブドレン	2023/11/15 06:51	< 1.3E+01	2.6E+01	1.7E+03
3号機サブドレン	2023/11/15 06:56	< 4.1E+00	< 5.0E+00	< 5.1E+00
4号機サブドレン	2023/11/15 07:01	< 4.1E+00	< 3.9E+00	< 3.9E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
構内深井戸	—	—	—	—

- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/11/15 07:01	< 4.1E+00	< 3.9E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋北東	2023/11/15 07:31	< 5.2E+00	< 5.4E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/11/15 07:26	< 4.2E+00	< 5.7E+00	< 3.9E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/11/15 07:11	< 4.5E+00	< 6.1E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/11/15 07:16	< 3.8E+00	< 4.9E+00	4.5E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/11/15 07:06	< 4.2E+00	< 4.5E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/11/15 07:21	< 4.2E+00	< 4.2E+00	< 4.8E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

(6/12)

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/11/15 08:04	4.7E+00	< 5.0E-01	4.5E+00
物置場排水路	2023/11/15 08:00	< 3.4E+00	< 4.2E-01	1.1E+00
K排水路	2023/11/15 06:00	8.8E+00	< 6.0E-01	7.4E+00
BC排水路	2023/11/15 06:00	< 3.4E+00	< 5.4E-01	< 6.8E-01
D排水路	2023/11/15 08:07	< 3.4E+00	< 6.6E-01	< 6.4E-01
5,6号機排水路*1	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目							
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	その他/観出核種 Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2023/11/15 07:29	1.8E+01	-	-	-	-	-	-	1.0E+02
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<:小値) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E+0とは、 $0.0 \times 10^{00}$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、V判定は実施せず。全βは参考値としての測定に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	その他構成核種					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
			Min-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Se-75 (Bq/L)							
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	2023/11/15 07:33	6.9E+02	< 2.7E-01	< 3.4E-01	< 2.3E+00	< 1.0E+00	< 3.9E-01	8.9E-01	—	—	—	—	—	—
No.2-7	2023/11/15 07:38	6.5E+02	< 2.3E-01	< 2.3E-01	< 4.8E+00	< 2.5E+00	3.5E+00	1.0E+02	5.3E+02	—	—	—	—	—
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

\*不等号 (<:小なり)は、検出限界未満 (ND)を表す。

\*測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

\*O.O.E±Oとは、 $O.O \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と表記。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてγ測定後に測定。

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素		
No.0-1	2023/11/13 06:50	5.1E+02	3.8E+03	< 1.3E+00	< 1.5E+00	< 1.8E+01	< 4.0E+00	2.6E+00	1.6E+02	—		—
No.0-1-2	2023/11/13 06:55	1.8E+01	8.8E+03	< 2.2E-01	< 2.3E-01	< 2.4E+00	< 8.6E-01	< 2.5E-01	4.3E+00	—		—
No.0-2	2023/11/13 07:10	1.9E+02	< 1.2E+02	< 3.5E-01	< 3.5E-01	< 4.5E+00	< 2.3E+00	9.2E-01	7.1E+01	—		—
No.0-3-1	2023/11/13 07:00	1.1E+02	< 1.3E+02	< 2.7E-01	< 3.0E-01	< 3.5E+00	< 1.4E+00	7.3E-01	3.7E+01	—		—
No.0-3-2	2023/11/13 07:05	1.5E+01	8.0E+03	< 2.9E-01	< 3.3E-01	< 3.0E+00	< 1.1E+00	< 3.1E-01	1.4E+00	—		—
No.0-4	2023/11/13 07:15	< 1.0E+01	5.0E+03	< 2.4E-01	< 3.1E-01	< 2.3E+00	< 7.5E-01	< 2.5E-01	1.9E+00	—		—
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-9 ※1	2023/11/13 07:20	5.0E+01	5.5E+02	—	—	—	—	—	—	—	9.4E+01	—
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—

・不器号 (<:小回り) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・O.E±0とは、 $0.0 \times 10^{-6}$  であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は  $3.1 \times 10^{-1}$  で31、3.1E+00は  $3.1 \times 10^0$  で3.1、3.1E-01は  $3.1 \times 10^{-1}$  で0.31と読み。  
 ・H-3以外は限定的に分析済み。  
 ※1 No.1-9は、検出器による検出であるため、測定は実施せず。全βは参考値としての検出に留意。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	その他観測放射線			
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2	2023/11/13 07:25	3.0E+02	1.9E+02	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.9E+00	< 1.4E+00	8.8E-01	4.5E+01	—	
No.2-2	2023/11/13 07:50	1.9E+02	< 1.3E+02	< 1.4E+00	< 1.8E+00	< 1.2E+01	< 7.2E+00	< 1.4E+00	7.5E+01	—	
No.2-3	2023/11/13 07:45	2.3E+04	3.0E+03	< 3.3E-01	< 4.0E-01	< 4.3E+00	< 2.0E+00	8.8E-01	5.2E+01	—	
No.2-5 ※2	2023/11/13 07:55	2.3E+06	5.1E+02	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-7	2023/11/13 07:38	2.7E+02	1.6E+03	< 3.6E-01	< 3.7E-01	< 3.1E+00	< 1.3E+00	< 4.6E-01	2.9E+00	5.3E+02	
No.2-8	2023/11/13 07:30	4.1E+03	3.5E+02	< 3.0E-01	< 2.6E-01	< 2.8E+00	< 1.0E+00	< 2.9E-01	4.7E+00	—	
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

・不検号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象が中止の項目は「—」と記す。

・O.D.E±0とは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

・H-3以外は既に告知済み。

※2 No.2-5、No.3-5は、採水器による撈取であるため、測定は実施せず。全βは参考値として測定後に測定。



(11/12)

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/11/15 08:20	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 2.7E-01
1F 物揚場前	2023/11/15 07:54	< 1.4E+01	< 3.9E-01	< 2.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/11/15 07:51	1.6E+01	< 2.9E-01	1.0E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/11/15 06:53	< 1.4E+01	< 3.3E-01	5.2E+00
1F 港湾口	2023/11/15 06:54	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.4E-01
1F 港湾中央	2023/11/15 06:45	< 1.4E+01	< 3.5E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内東側	2023/11/15 06:48	1.5E+01	< 3.8E-01	< 3.7E-01
1F 港湾内西側	2023/11/15 06:43	< 1.4E+01	< 3.1E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内北側	2023/11/15 06:40	< 1.4E+01	< 3.1E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内南側	2023/11/15 06:51	< 1.4E+01	< 3.4E-01	< 2.6E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン <sup>*1</sup>			1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

\*1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(12/12)

2023年11月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/11/15 07:32	—	< 9.7E-01	< 8.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/11/15 07:10	1.3E+01	< 8.3E-01	< 7.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン <sup>※1</sup>			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 50 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 1 6 5 報)

2023年11月16日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 1 5 9 報他でお知らせした, 大型休憩所における体調不良者の発生について, その後の状況をお知らせします。  当該体調不良者については, 医療機関にて医師の診断の結果, 個人の疾病と判断されました。  なお, 病名等は控えさせていただきます。  【公表区分: E 統】
その他の事項の対応 (注 5)	※添付の有り・ <del>無</del> (注 4) なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

17 時 35 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 1 6 6 報)

2023 年 11 月 16 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 1 5 8 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク G に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10 時 33 分 ・排水終了 : 16 時 49 分 ・排水量 : 933 m <sup>3</sup>  排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。